

議案第45号

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

境港市特別医療費助成条例（昭和48年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「1,595,000円」を「1,695,000円」に、「1,975,000円」を「2,075,000円」に、「2,355,000円」を「2,455,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 特別医療費助成の適用に係る所得制限基準額の変更（別表関係）

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）が改正され、老齢福祉年金の全額支給停止の所得基準額が10万円引き上げられた。重度の障がい者等への特別医療費助成の適用判定の際に、同所得基準額を準用していることから、この助成の適用判定の際の基準額について所要の改正を行う。

2 施行期日

令和3年8月1日

議案第46号

境港市印鑑条例及び境港市手数料条例の一部を改正する条例制定に
ついて

境港市印鑑条例及び境港市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市印鑑条例及び境港市手数料条例の一部を改正する条例

(境港市印鑑条例の一部改正)

第1条 境港市印鑑条例（昭和50年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付)

第14条 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者は、当該個人番号カードを用いて、多機能端末機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された機械であって市以外の者が設置したものをいう。以下同じ。）により、自らの印鑑登録証明書に限り、その交付を受けることができる。

2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付に係る申請は、当該個人番号カードの交付を受けている者が、多機能端末機の映像面に表示する手続に従って当該多機能端末機を用いて送信することにより行うものとする。

(境港市手数料条例の一部改正)

第2条 境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「300円」を「300円（多機能端末機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された機械であって市以外の者が設置したものをいう。以下同じ。）により交付を受ける場合にあつては、1通につき250円）」に、同条第17号及び第23号中「300円」を「300円（多機能端末機により交付を受ける場合にあつては、1通につき250円）」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 コンビニエンスストア等での証明書等の交付サービス導入に伴う所要の改正（第1条及び第2条関係）

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書等が取得できる自動交付サービスの導入に伴い、同サービスを利用した印鑑登録証明書の交付を可能にするとともに、各種証明書の交付手数料を設定する。

| 証明書の種類 | 証明書交付手数料 | |
|----------|----------|-----------------|
| | 現行の窓口交付 | コンビニエンスストア等での交付 |
| 住民票の写し | 300円 | 250円 |
| 印鑑登録証明書 | 300円 | 250円 |
| 所得証明書 | 300円 | 250円 |
| 所得・課税証明書 | 300円 | 250円 |

2 施行期日

規則で定める日

議案第47号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

「

| | | | | |
|------|-----|--------------|---|-----|
| 上道団地 | ＃13 | 境港市上道町3565番地 | ＃ | 28戸 |
|------|-----|--------------|---|-----|

」を

「

| | | | | |
|------|-----|--------------|------|-----|
| 上道団地 | ＃13 | 境港市上道町3565番地 | ＃ | 28戸 |
| 誠道団地 | 令和3 | 境港市誠道町225番地 | 木造平屋 | 5戸 |

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 公営住宅建設に伴う追加（別表第1関係）

公営住宅建設に伴い誠道団地を追加する。

| 区 分 | 名 称 | 建設年度 | 戸 数 |
|------|------|-------|-----|
| 公営住宅 | 誠道団地 | 令和3年度 | 5戸 |

2 施行期日

令和3年8月1日

議案第48号

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均
一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年境港市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の境港市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に計画認定（同条例第2条第3号に規定する計画認定をいう。）を受けた認定事業者（同号に規定する認定事業者をいう。）についても適用する。

(参 考)

主 な 内 容

1 地域再生法等の改正に伴う改正（第2条関係）

地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の6に規定する総務省令で定める場合（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条）による税制上の特例措置期間が延長されたことに伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業計画の認定の期限を令和4年3月31日まで延長する。

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年4月1日から公布の日の前日までの間に、計画認定を受けた認定事業者についても適用する。